施設入所支援

※ この要件は平成25年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、 要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉 サービスに要する費用の額の算定に関する基準(抜粋)

算定要件

基準 解釈通知 ●栄養士配置減算 ③ 施設入所支援サービス費の栄養士の配置について施設入所支援 注 4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の サービス費については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しく 遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60 年法律第88 は栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につ 号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配 き所定単位数を減算する。 置している場合については、配置されているものとして取り扱うこ イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合 なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合 (1) 利用定員が40人以下 27 単位 は、減算の対象となること。 (2) 利用定員が41人以上60人以下 22 単位 (3) 利用定員が61人以上80人以下 15 単位 (4) 利用定員が81 人以上 12 単位 ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合 (1) 利用定員が40人以下 12 単位 (2) 利用定員が41人以上60人以下 10 単位 (3) 利用定員が61人以上80人以下 7単位 (4) 利用定員が81 人以上 6単位 2 夜勤職員配置体制加算 ④ 夜勤職員配置体制加算の取扱い (1) 利用定員が21人以上40人以下 49 単位 報酬告示第 10 の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下 (2) 利用定員が41人以上60人以下 41 単位 の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合 (3) 利用定員が61人以上 36 単位 に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算 定できるものとする。 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都 (一) 前年度の利用者の数の平均値が21 人以上40 人以下の場 道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定 合 施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等 夜勤2人以上 の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数(地方公共団体 (二) 前年度の利用者の数の平均値が41 人以上60 人以下の が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の 場合 場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単 夜勤3人以上 (三) 前年度の利用者の数の平均値が61 人以上の場合 位数とする。)を加算する。 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※別に厚生労働大臣が定める施設基準 介護給付費等単位数表第 10 の 2 の夜勤職員配置体制加算を算 定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第 10 の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同 じ。)の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員(口において「生活支援員」という。)の員数が次の(1)から(3)

までのいずれかに該当すること。

- (1) 前年度の利用者の数(介護給付費等単位数表第10の1の注 1に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあっては、当該 利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号におい て同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支 援等の単位にあっては、二以上
- (2) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、三以上
- (3) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入 所支援等の単位にあっては、三に、当該前年度の利用者の数の平 均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上

3 重度障害者支援加算

- イ 重度障害者支援加算(I) 28 単位 □ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1) 人員配置体制加算(1)が算定されている場合 (一) 区分6 10単位 (二) 区分5 198 単位 (三) 区分4 440 単位 (四) 区分3 538 単位 (2) 人員配置体制加算(II)が算定されている場合 (一) 区分6 20単位 (二) 区分5 255 単位 (三) 区分4 496 単位
 - (四) 区分3 594単位
 (3) 人員配置体制加算(正)が算定されている場合
 (一) 区分6 78単位
 (二) 区分5 343単位
 (三) 区分4 585単位
 (四) 区分3 683単位
 - (4) 人員配置体制加算が算定されていない場合 (一) 区分6
 - (一) 区分6
 130単位

 (二) 区分5
 395単位
 - (三) 区分4
 637単位

 (四) 区分3
 735単位
- される者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。)の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとし

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であると

- て都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、 指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位 数を加算する。
- 注2 イが算定されている指定障害者支援施設等において、区分6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2 人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに1 日につき所定単位数に22 単位を加算する。

⑤ 重度障害者支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第 10 の3のイの重度障害者支援加算(I)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置している場合あっては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第 10 の2の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、いずれか1つ以上に該当する者とする。

なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療 が必要であるとされる者」以外の者であって、経管栄養(腸ろう による経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とす る。

- (二) 報酬告示第10の3の口の重度障害者支援加算(II)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員に加えて、常勤換算方法で、
- ア生活介護における人員配置体制加算(I)から(III)のいずれかが算定されている場合にあっては 0.5 人以上イ生活介護における人員配置体制加算(I)から(III)が算定されていない場合にあっては1人以上の従業者を確保した場合に、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者について加算する。

なお、報酬告示第10の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、543号告示第5号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が8点以上に該当する者をいうものである。

- (三) 重度障害者支援加算(II)については、当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、さらに 700 単位を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。
- (四) 重関障害者支援加算(I)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(II)は算定できないものであること。また、重度障害者支援加算(II)は、行動障害の軽

- 注3 口(1)については、第6の2のイに規定する人員配置体制加算(I)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1 人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は傾則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 注4 口(2)については、第6の2の口に規定する人員配置体制加算(II)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1 人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を05人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 注5 口(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算(皿)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1 人につき、指定障害者支援施設基準第4条又はが則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 注6 口(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が 算定されていない利用者であって、第8の注1の(2)に規定する 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 注7 ロの(1)から(4)までについては、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。
- ※別に厚生労働大臣が定める基準
- 二十四 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準 行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区

減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員 を加配するための加算ではないことに留意すること。 分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表のO 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点 以上であること。

4 夜間看護体制加算

60 単位

注 2 の複勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(3 の重度障害者支援加算(1)の算定対象となる看護職員を除く。)を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

⑥ 夜間看護体制加算の取扱い報酬告示第 10 の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員 (保健師、看護師又は准看護師をいう。)を1以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。

なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることをを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において 不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ 地域生活移行個別支援特別加算(I)

12単位

□ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)

306 単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準

- ハ 介護給付費等単位数表第10の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準
 - (1) 介護給付費等単位数表第10の11の注2に規定する別に 厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。
 - (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。
 - (3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上 行われていること(施設の運営規程における主たる対象とする 障害の種類が精神障害である場合に限る。)。
 - (4) 指定障害者支援施設等の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく 入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。
 - (5) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。
- 注2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3 年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1 日につき所定単位数を加算する。

⑪地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第10の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(一) 地域生活移行個別支援特別加算(I)

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制、有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制(当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)が整えられていること。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の 従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通 常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等 について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わって いる者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所 の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものと する。

- (二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)
- ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者 (通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。) 又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した 後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの 調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場 合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要 と認められる期間について加算の算定対象となる。

- イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものと する。
- (ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向

※別に厚生労働大臣に定める者

九 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、 第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定め る者

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定する刑事施設若しくは少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から三年を経過していないもの又はこれに準ずる者

10 栄養マネジメント加算

10単位

- 注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するもの として都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、 1日につき所定単位数を加算する。
 - (1) 常勤の管理栄養士(平成27年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)を1名以上配置していること。
 - (2) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養 士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・ 嚥えん下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し ていること。
 - (3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
 - (4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、 必要に応じて当該計画を見直していること。

- けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設章 害福祉サービス計画の作成
- (イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- (ウ) 日常生活や人間関係に関する助言
- (エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の 支援
- (オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応
- (力) その他必要な支援

- (12) 栄養マネジメント加算の取扱い
- (一) 報酬告示第10の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施(以下「栄養ケア・マネジメント」という。)を評価しているところである。
- (二) 栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。

また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。

(三) 施設に常勤の管理栄養士(平成27年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む。)を1名以上配置して行うものであること。

なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。

- (四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること
- (五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。
- ア 入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること(以下「栄養スクリーニング」という。)。
- イ 栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題 を把握すること(以下「栄養アセスメント」という。)。
- ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理 栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共 同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項(栄養補給量、 補給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容 の説明等)、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組 むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、 作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの 対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得るこ と。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当 する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をも って栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること
- エ 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメン

トを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。

- オ 入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね三週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね三月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね三月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月一回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。
- カ 入所者ごとに、概ね三月を目途として、低栄養状態のリスク について、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直 しを行うこと。
- キ 指定障害者支援施設基準第17 条に規定するサービスの提供 の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士 が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは 別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態 を定期的に記録する必要はないものとすること。
- (六) 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとすること。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15 において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定 した単位数の1000分の28に相当する単位数
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の 100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の 100分の80に相当する単位数
- ※別に厚生労働大臣が定める基準
- 二十七 介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が 定める基準

16 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱い

報酬告示第10の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の®を準用する。

20 (1) 0¹⁸

® 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱いついて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものある。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日付け障障発の330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働大臣が定める基準第二号

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(])

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金 改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇 改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、 当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法・昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・ 介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告するこ と。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護 職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、 当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している こと。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに 実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するも のを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を 全ての福祉・介護職員に周知していること。
- □ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準

のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして 都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める基準

二十八 介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が 定める基準

第三号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準第三号

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見 込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る 賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を 講じていること。
- 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善 を実施すること。
- 二 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介 護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告するこ と。
- ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者 災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その 他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていな いこと。
- へ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正 に行われていること。

⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱い

報酬告示第10の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の®を準用する。

20 (1) 0¹⁸

® 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱いついて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものある。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。